

一 関市分別収集計画書
第6期

平成22年6月

岩手県一関市

目次

1	計画策定の意義	2
2	計画の基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	3
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	3
6	容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項	3
	(1) 廃棄物減量等推進審議会での審議	3
	(2) ごみ問題対策巡視員による啓発活動	3
	(3) 有価物集団回収に対する助成制度	3
	(4) オフィス古紙回収システムの充実	3
	(5) 生ごみの減量機器に対する補助制度	3
	(6) 実践・体験の場の活用	3
	(7) マイバッグ運動	4
	(8) 出前講座の開設	4
	(9) 市民等への情報提供	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該包装廃棄物の収集に関する分別の区分	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

一 関 市 分 別 収 集 計 画

平成22年6月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、そしてその結果が大量廃棄という現在の社会経済システムから、循環型の廃棄物処理への転換を図る必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、実践へとつなげることが重要である。

廃棄物処理については、東・西磐井地方それぞれに一般廃棄物処理施設を有し、西磐井地方の一関地方衛生組合（旧一関市及び旧花泉町）は、平成15年4月から再資源化処理施設の「リサイクルプラザ」において、ごみの減量・資源化を行い、東磐井地方の東磐環境組合（旧大東町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村、旧川崎村）の「大東清掃センター」においても、最終処分量の減量・資源化を行っており、現在もそれぞれの施設において、再資源化を図っている。

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条」に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3Rを促進することにより資源循環型社会を推進し、住民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、すべての関係者が一体となって取り組み、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用と循環型社会の形成を図るものである。

2 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- 1) きれいなまちに暮らすための清潔な環境の整備
 - ・清潔なまちに暮らすことができるよう、市民一人ひとりの意識を高めながら、ごみゼロのきれいなまちづくりを進める。
- 2) エコ意識をもとにした資源循環型社会の確立
 - ・市民・事業者・行政が一体となった排出抑制・再資源化を図り、リサイクルを基本とした地域社会を構築する。
 - ・資源に限りがあるとの視点に立って廃棄物を出さずに資源を繰り返し使う循環的な環境システムの確立を目指す。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成23年4月を始期とする5ヵ年とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は容器包装廃棄物のうち、スチール製容器包装、アルミ製容器包装、無色ガラス製容器、茶ガラス製容器、その他のガラス製容器、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位：t)

年 度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	3,918	3,792	3,670	3,552	3,438

6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 廃棄物減量等推進審議会での審議

知識経験者、廃棄物関係業者、事業者及び販売消費者、市民で組織し、廃棄物の減量、適正処理及び資源の有効活用等に関して審議する。

(2) ごみ問題対策巡視員による啓発活動

平成17年度末までの間、旧市町村でそれぞれ設置していた環境美化推進員、ごみ減量化推進員、廃棄物減量等推進員等の制度を統一し、循環型社会の構築のための啓発活動により、ごみの分別の徹底を図り、資源化量の増加を推進する。

(3) 有価物集団回収に対する助成制度

P T A、子供会、町内会、自治会などの市内に組織する団体が、有価物を集団で回収したとき、報償金を交付し、もって資源の有効利用並びにごみの減量推進を図る。

(4) オフィス古紙回収システムの充実

紙の再資源化を一層推進し、ごみの減量に資するため、「オフィス古紙リサイクル一関」の一層の充実を図る。

(5) 生ごみの減量機器に対する補助制度

家庭等から排出される「生ごみ」の減量化を図り、清掃思想の普及と住民の快適な生活環境をつくるため生ごみ処理容器、EMボカシ処理容器、電気式生ごみ処理機、手動式生ごみ処理機の購入に対する経費に対して補助金を交付する。

(6) 実践・体験の場の活用

一関地区広域行政組合一関清掃センター「リサイクルプラザ」において、子供から大人までがごみの減量、資源化について実践、体験できるようなシステムづくりを推進する。

(7) マイバッグ運動

買い物の際にマイバッグの持参運動を奨励するため、市の広報で呼びかけを行い、普及を図る。

(8) 出前講座の開設

ごみの減量やリサイクルなどのごみ問題について一層の理解と関心を持ってもらうように、自治会や学校その他の団体からの要請に応じて、職員が出前講座を行う。

(9) 市民等への情報提供

広報等を通じてごみの排出量、ごみ処理経費等の情報を提供し、認識を深めてもらうとともに、学習会等を開催してごみの減量化や適正な分別方法、資源リサイクルについて認識を深め、ごみの適正な出し方に関する啓発活動を積極的に推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該包装廃棄物の収集に関する分別の区分

(法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び分別の区分を、市民の協力度、分別処理施設の能力、収集体制を勘案し、収集に係る分別の区分は次のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶						
主として ガラス製の容器 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">┌</td> <td>無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">├</td> <td>茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">└</td> <td>その他ガラス製容器</td> </tr> </table>	┌	無色のガラス製容器	├	茶色のガラス製容器	└	その他ガラス製容器	ガラスびん
┌	無色のガラス製容器						
├	茶色のガラス製容器						
└	その他ガラス製容器						
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック						
主として段ボール製の容器包装	段ボール						
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装						
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル						
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装						
	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下白色トレイと表記）						

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)

別紙による

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込みの算定方法 (法第2条第6項)

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝ 分別基準適合物ごとの過去3年間（H19～21）の平均増減比率を算出し、平成21年実績により平成23年を求め、その年度を基準年とし以後同様の平均比率で算出した。ただし、平均比率が5%を超える減少の場合は、前年度比5%減とした。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製容器	缶	一関地区広域行政組合による定期回収	一関地区広域行政組合
アルミ製容器			
無色のガラス製容器	びん		
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器 (アルミ使用なし)	飲料用紙パック		一関地区広域行政組合、一部民間業者
ダンボール	ダンボール		
その他紙製容器包装	紙類		
ペットボトル	ペットボトル		一関地区広域行政組合
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		
白色食品用トレイ	白色トレイ		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

一関地区広域行政組合において一市二町による広域的な処理を図る。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中間処理
スチール製容器	缶	透明な袋 または指定 ごみ袋※②	貨物車	一関清掃センター及び 大東清掃センターで 選別・圧縮梱包・保管
アルミ製容器				
無色ガラス製容器	びん			一関清掃センター及び 大東清掃センターで 選別・保管
茶色ガラス製容器				
その他ガラス製容器				
飲料用紙製容器	飲料用紙パック	紙ひもで 十字に縛る	民間業者及び大東 清掃センターで 選別・保管※④	
ダンボール	ダンボール			
その他の紙製 容器包装	紙類			
ペットボトル	ペットボトル	透明な袋 または指定 ごみ袋※②	塵芥車※③	一関清掃センター及び 大東清掃センターで 選別・圧縮梱包・保管 ※⑤
その他のプラスチッ ク製容器包装	プラスチック 製容器包装			
		白色トレイ※①		

※①大東清掃センター管内のみ収集。

※②大東清掃センター管内のみ指定ごみ袋。

※③大東清掃センター管内のみ貨物車。

※④一関清掃センター管内は民間業者で保管。

※⑤一関清掃センター管内のみプラスチック製容器包装のうち発泡スチロールは圧縮減容。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

平成17年9月20日に7市町村が合併して新一関市が誕生したが、ごみ処理については西磐井地方の一関地方衛生組合及び東磐井地方の東磐環境組合の一部事務組合がそれぞれ担ってきた。指定ごみ袋も大きく異なり、1種類の西磐井地方に対し東磐井地方は5種類の袋で分別するなど施設での処理に合わせた収集となっているが、今後、指定ごみ袋の統一、分別方法の統一を図る予定である。

ごみの減量・資源化の促進については、住民や事業者との協力により容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に推進させ、循環型社会の構築を目指す。